環境省

OECM, 30by30, 自然共生サイトについて

2024年６月15日

環境省関東地方環境事務所

30by30

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

Re-Style

COOL CHOICE

つなげよう、支えよう 森里川海

Plastics Smart

生物多様性と自然の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、様々な自然の恵みに支えられている

生物多様性の保全により…

- **様々な恵み**が得られる
- **生産性・適応力・強靭性**が増す
  生物多様性は自然の**レジリエンスを高める**ことにより、生態系サービスを損なう**リスクを低下**させる

将来にわたって生態系サービスを享受するためには豊かな生物多様性に支えられた生態系を維持・回復させていくことが必要

生物多様性の損失の転換点

■ 1992 ～2014 年に1 人当たり自然資本ストックは**4 割近く減少**

出典：ダスグプタレビュー（2021）

■ 生物多様性の損失や気候変動を含め、人類の生存基盤となる**地球環境の状況は限界**に達している面もある

■ 生物多様性の劇的な損失が生じる可能性

・過去のどの時代よりもはるかに速い速度で種の絶滅が進行

・転換点(Tipping Point)を越えれば、劇的な損失が生じ、**回復が不可能**になる可能性

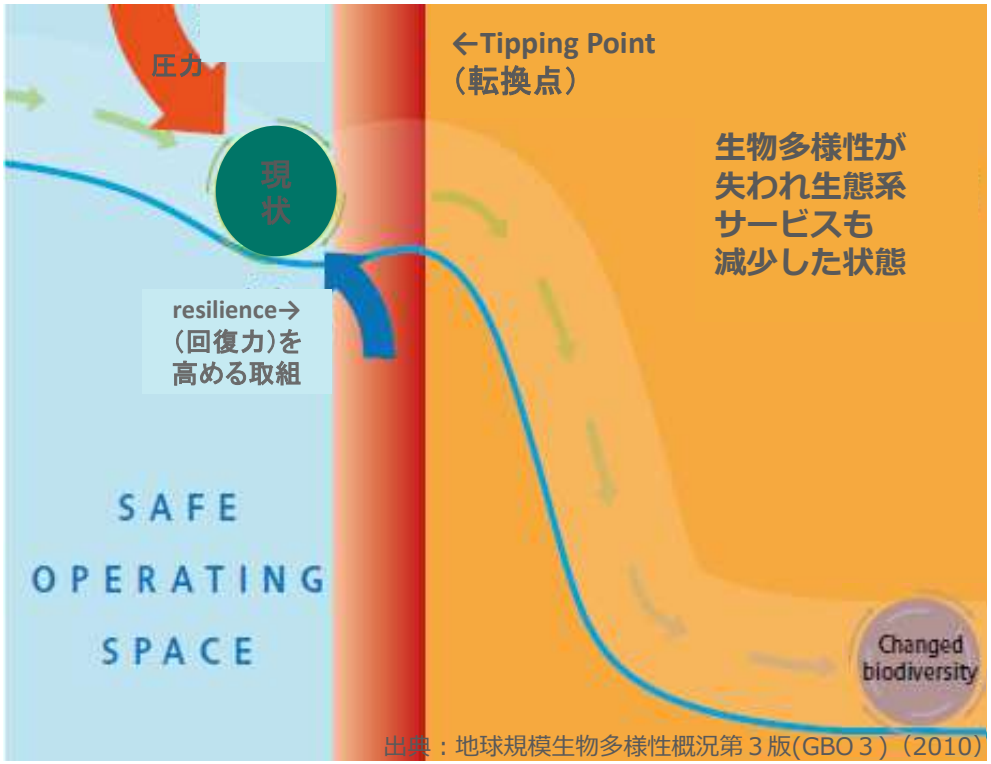

出典：地球規模生物多様性概況第３版(GBO３)（2010）

転換点を越えると劇的に変化する可能性

生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity）

■生物多様性を**包括的に**保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組

■1992年　5月：ナイロビで採択。 翌月のリオサミットで署名開始。
1993年12月：発効。

■条約の目的　① 生物の多様性の保全
② その構成要素の持続可能な利用
③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■締約国：194か国、EU及びパレスチナ＜米国は未締結＞

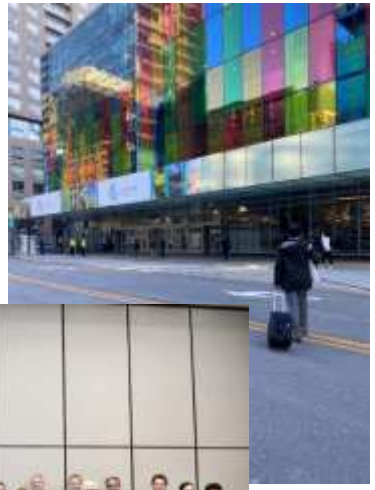

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部

2022年12月7日～19日＠カナダ・モントリオール　（議長国：中国）

2030年までの新たな世界目標である
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された

昆明・モントリオール生物多様性枠組のビジョン

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方

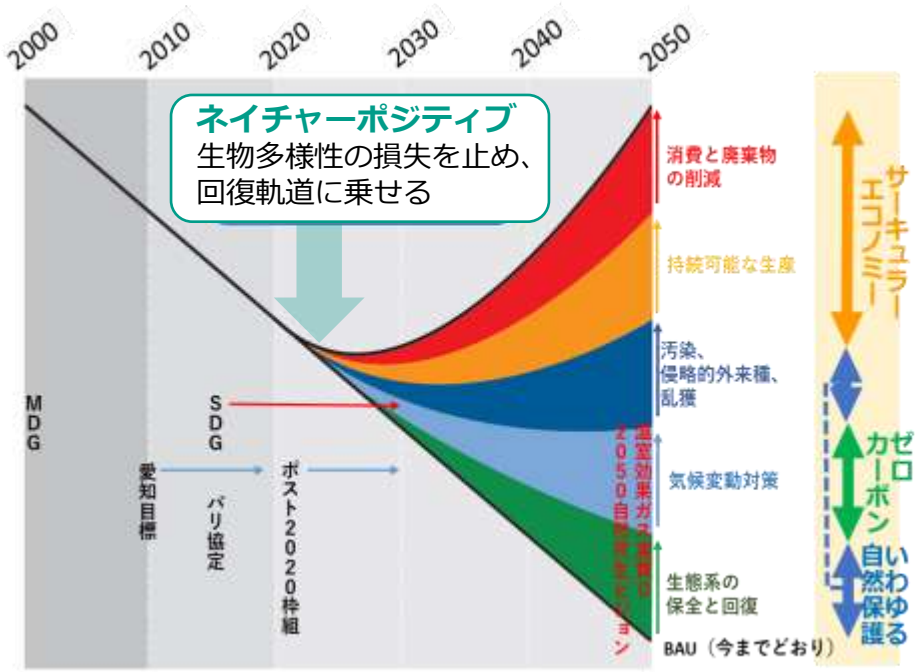

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第５版(GBO５)（2020）

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる

ネイチャーポジティブ
（自　然　再　興）
の考え方

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

環境省

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

昆明・モントリオール2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

ゴールD
実施手段

昆明・モントリオール2030年ターゲット （緊急に取るべき行動）

(1) 生物多様性への脅威の縮小

1： 空間計画
2： 自然再生
3： 30by30
4： 種・遺伝子の保全
5： 生物採取
6： 外来種対策
7： 汚染
8： 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

9： 野生種の利用
10：農林漁業
11：自然の調整機能
12：緑地親水空間

13： 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）

(3) 実施・主流化のツールと解決策

14： 生物多様性の主流化
15： ビジネス
16： 持続可能な消費
17： バイオセーフティー
18： 有害補助金
19： 資金
20： 能力構築、技術移転
21： 知識へのアクセス
22： 先住民、女性及び若者
23： ジェンダー

実施支援メカニズム／責任と透明性／広報・教育・啓発・取込み

30by30目標とは

サーティー　バイ　サーティー
30 by 30

- **2030年**までに**陸と海の30%以上**を**保全**する**新たな世界目標**

30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

- **世界**の**陸生哺乳類**種の多くを**守る**ために、既存の**保護地域**を総面積の**33.8%まで拡大**が必要
- **日本**の**保護地域**を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の**絶滅リスク**が**３割減少**する見込み

など

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

様々な効果

- **気 候 変 動：緩和、適応に貢献**
- **災害に強く恵み豊かな自然：国土の安全保障の基盤**
- **花粉媒介者：国内で年3300億円の実り**
- **森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上**
- **観光や交流人口の増加**などの**地域づくり**

参考

日本の陸域及び内陸水域の保護区の面積割合

○愛知目標11の対象となる国内の陸域及び内陸水域の保護地域
（「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」(2014 年3月)から抜粋）

- **自然公園**（自然公園法）：
  国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- **自然海浜保全地区**
  （瀬戸内海環境保全特別措置法）
- **自然環境保全地域**（自然環境保全法）：
  原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域
- **鳥獣保護区**（鳥獣保護管理法）
- **生息地等保護区**（種の保存法）
- **近郊緑地特別保全地区**
  （首都圏近郊緑地保全法、
  近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- **特別緑地保全地区**（都市緑地法）
- **保護林**（国有林野の管理経営に関する法律）
- **緑の回廊**（国有林野の管理経営に関する法律）
- **天然記念物**（文化財保護法）
- **都道府県が条例で定めるその他保護地域**

○これらのうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算した結果、面積は約**77,300㎢**、国土面積に対する割合は約**20.5%**となった。

表.地理情報が入手可能な区域の面積及び国土に占める割合

保護区種別	陸域面積(㎢)※1	割合(%)※2	データ基準年
自然公園	56,051	14.8	2019年
自然環境保全地域	1,126	0.30	2015年
鳥獣保護区	33,211	8.79	2018年
生息地等保護区	9	0.01未満	2018年
保護林	9,702	2.57	2018年
緑の回廊	5,843	1.55	2018年

※１　GISデータに基づく面積であり、指定面積の合計とは一致しない。
※２　重複等があるため、それぞれの割合の合計値は20.5%にならない。

データ出典：環境省「令和２年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書

参考

日本の海洋保護区制度の一覧

我が国における海洋保護区
13.3%（59.4万㎢）

○我が国の管轄権内の水域に対する海洋保護区の面積の割合は13.3%。
○それぞれの海洋保護区が該当する割合を示す。
※重複等があるため、それぞれの割合の合計値は13.3%にはならない。

①自然景観の保護等

自然公園（自然公園法） 0.43%（70件：19,115㎢）
優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域（自然環境保全法） 0.01%未満（1件：1㎢）
保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

沖合海底自然環境保全地域（自然環境保全法） 5.07%（4件：226,834㎢）
沖合の区域の保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区（鳥獣保護管理法） 0.01%（21件：661㎢）
鳥獣の保護

生息地等保護区（種の保存法） 海域では指定実績なし
国内希少野生動植物種を保全する

③水産動植物の保護培養等

保護水面（水産資源保護法） 0.01%未満（52件：28㎢）
水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法） 7.46%（31件：333,616㎢）
水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域（漁業法） 1.95%（多数：87,200㎢）
漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等

データ出典：環境省「令和２年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書

30by30目標の達成に向けて

環境省

- 国内の30by30目標達成に向けて、**COP15** に先立ち「**30by30ロードマップ**」を策定
- これを進めるために、**有志連合（アライアンス）**が発足
- 30by30ロードマップは生物多様性国家戦略に組み込まれている（附属書）

30by30ロードマップのポイント （令和4年4月8日公表）

- **国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **OECM**※（保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（里地里山、企業の水源の森等））の**認定**により、**30%の目標達成**と同時に**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**につなげる。

※Other Effective Area-based Conservation Measures

保護地域の拡張（日高山脈）

OECMとなるような里地里山

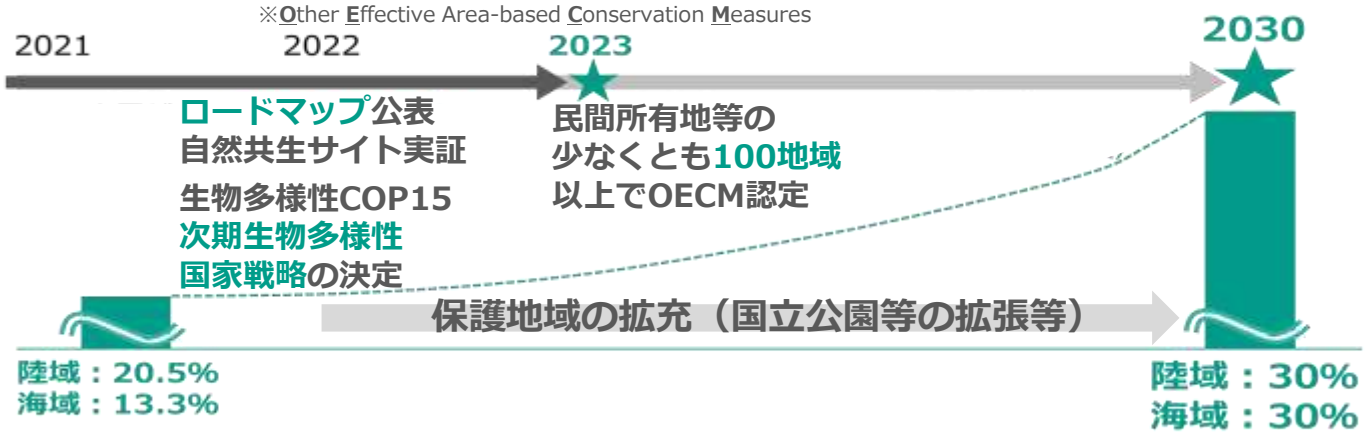

30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」

- 環境省、経団連、NGO等を発起人とし、**2022年４月に発足**。
- **企業**、**自治体**、**NPO法人**等**が参加**
- **自らの所有地や所管地内のOECM登録**や**保護地域の拡大**等を目指す。
  （自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）
  （企　業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）

30by30アライアンスロゴ

30by30アライアンスサイト

「OECM」とは

OECMは、**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）**で採択された**「愛知目標」**の【目標11】において、**「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を保全するための達成手段のひとつ**として掲げられた。

愛知目標【目標11】

（2010年）

2020年までに、少なくとも**陸域及び内陸水域の17%**、また**沿岸域及び海域の10%**、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムや**その他の効果的な地域をベースとする手段**
（OECM : Other Effective area-based Conservation Measures）
を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
（環境省による仮訳）

生物多様性条約COP14において、OECMの定義が採択された。

OECMの国際的な定義

COP14 [決定14/8]（2018年）

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

環境省

【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標**「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ**<u>**世界に先駆けて策定した**</u>戦略
- ✓ 2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用**するための戦略

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の**「２つの危機」への統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

「自然共生サイト」について

■ **「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」**を
保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。

■ 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、
保護地域との重複を除いた区域を **「OECM」** として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
（申請主体：企業、団体・個人、自治体）

申請 ↓ ↑ **認定**

審査（認定主体：環境省）

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

↓

OECMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の対象

「自然共生サイト」の対象となるのは、以下の例示のような場所のうち、

- **生物多様性の価値を有し、**
- **企業、団体・個人、自治体による様々な取組により、**
- （本来目的に関わらず）**生物多様性の保全が図られている　区域**

神戸の里山林・棚田・ため池（兵庫県）

柞の森（クヌギ植林地）（石川県）

例えば・・

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

阪南セブンの海の森（大阪府）

ｼｬﾄｰﾒﾙｼｬﾝ 椀子ｳﾞｨﾝﾔｰﾄﾞ（長野県）

北海道大学雨龍研究林（北海道）

三井住友海上駿河台ビル（東京都）

富士通 沼津工場（静岡県）

つくばこどもの森保育園（茨城県）

「自然共生サイト」の認定基準

1．境界・名称に関する基準	（区域の画定、面積算出、名称設定等）
2．ガバナンスに関する基準	（所有者・管理者の特定・同意、活動内容の明確化・合法性、実施体制等）
3．生物多様性の価値に関する基準	
4．活動による保全効果に関する基準	（保全への貢献、活動の継続、脅威への対策等）

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

	以下のいずれかの価値を有すること
場	（1）公的機関によって、**生物多様性保全上の重要性が既に認められている**場
	（2）**原生的**な自然生態系が存する場
	（3）里地里山といった**二次的**な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	（4）**生態系サービス**提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	（5）伝統工芸や伝統行事といった**地域の伝統文化**のために活用されている自然資源の供給の場
種	（6）**希少な動植物種**が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
	（7）**分布が限定**されている、**特異な環境**へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	（8）越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、**動物の生活史**にとって重要な場
	（9）既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、**緩衝機能や連続性・連結性**を高める機能を有する場

自然共生サイト認定事例

認定サイトは全国で１８４か所

各認定サイトの写真・詳細についてはこちら

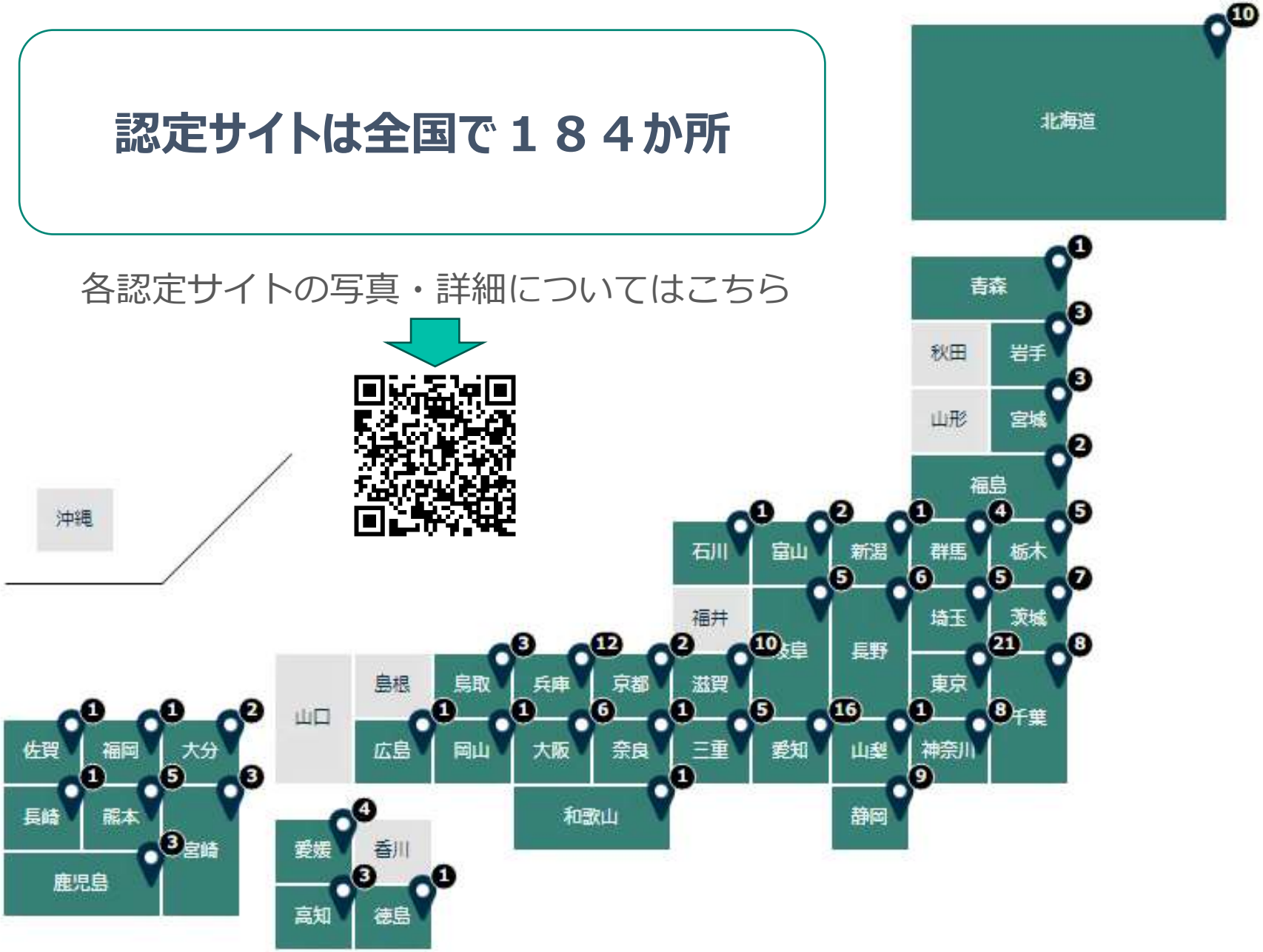

千葉県の自然共生サイト認定事例

「自然共生サイト」認定のスケジュール

＜令和６年度**「前期」**スケジュール＞

【申請受付】　令和６年４月22日から５月23日

【事務局予備審査】　令和６年５月～6月頃

【審査委員審査】　令和６年７月～８月頃

【大臣による認定】　令和６年10月頃

＜令和６年度**「後期」**スケジュール（予定）＞

【申請受付】　令和６年９月～10月頃

【事務局予備審査】　令和６年10月～11月頃

【有識者審査】　令和６年12月～令和７年１月頃

【大臣による認定】　令和７年２月頃

※予備審査及び審査委員審査に関して連携　→　ABINC認証
（一般社団法人いきもの共生事業推進協議会）

※事務局予備審査に関して連携　→　江戸のみどり登録緑地（東京都）
ＪＨＥＰ認証（公益財団法人 日本生態系協会）

現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて

■ **地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律**（令和６年法律第18号。生物多様性増進活動促進法）が**令和６年４月19日に公布**されました。

■ 生物多様性増進活動促進法は、**令和７年４月の施行**を予定しています。

➢ 生物多様性増進活動促進法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討し、これを法制化することとしたものです。

➢ **生物多様性増進活動促進法の施行に伴い、現行の「自然共生サイト」制度の扱いは以下のとおり**となります。

【令和６年度】

- **現行の「自然共生サイト」制度として実施**します。
- 申請・認定は、**前期、後期に分けて実施**します（令和５年度と同様）。

【令和７年度以降】

- 現行の「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施しません。
- 申請・認定含む認定制度は、**生物多様性増進活動促進法に一本化**します。

「自然共生サイト」制度と「生物多様性増進活動促進法」制度との違い

■新法の経緯・趣旨等

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の２つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。

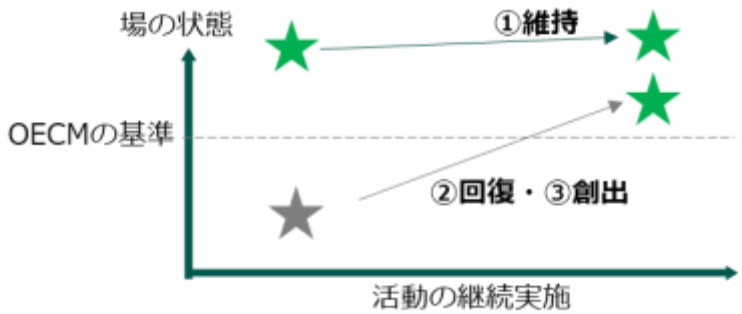

■新法のポイント

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

■自然共生サイトと新法の違い

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域 （生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

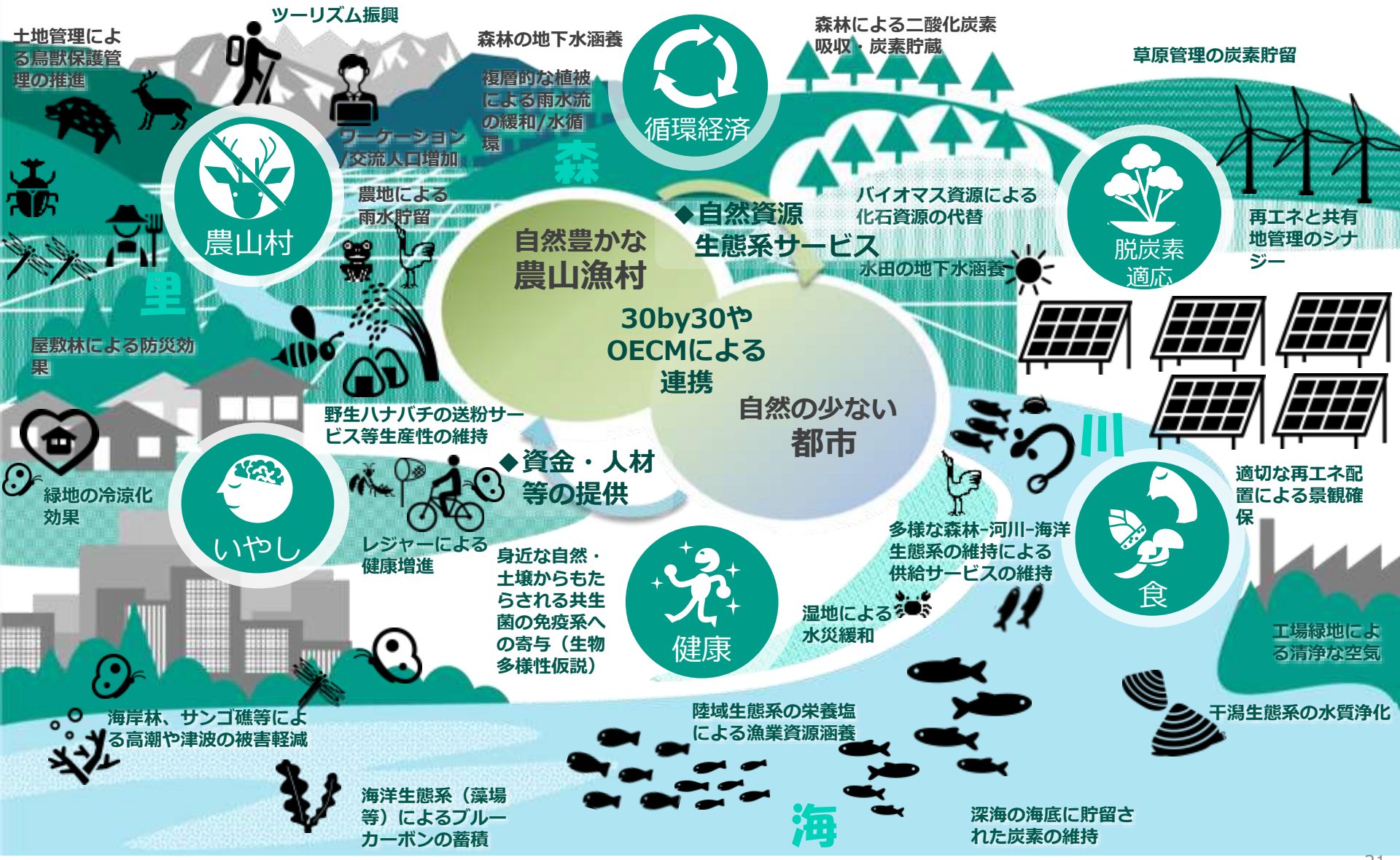

環境省

ご静聴ありがとうございました。

つなげよう、支えよう 森里川海

30by30